

## 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）の松を松くい虫被害から保全し、良好な自然環境を確保するため、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和50年新潟市条例第3号。以下「条例」という。）第15条の規定により、保存樹等のうち松の所有者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 保存樹等とは、条例第7条第1項の規定により指定された樹木又は樹木の集団をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、保存樹等の松を松くい虫から防除し保全しようとする所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助金交付の対象)

第4条 この要綱による補助の対象は、保存樹等の松を松くい虫から防除し保全するために実施する薬剤の樹幹注入・散布・土壌灌注のいずれかとし、保存樹等の指定番号単位を対象とする。ただし、当該年度にこの要綱に基づく補助金の交付を受けているときは対象としない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定めるものとする。

- (1) 保存樹等の松の松くい虫防除に要する経費の2分の1以内の額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 保存樹等の松1本あたり5,000円を限度とする。ただし、保存樹林の松を20本以上松くい虫防除を実施した場合は、保存樹林1件あたり100,000円を限度とする。
- (3) 保存樹等の松の松くい虫防除について、国、県、その他の団体からの補助金等を受けられる場合は、対象経費からその補助金等の額を差し引くものとする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号に掲げる資料を定められた時期までに市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 対象経費の見積書またはこれに代わるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、松くい虫防除の実施前に行うものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定内容（交付条件を付したときは、その決定内容及び条件）を新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金不交付決定通知書（第2号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(決定の変更等)

第8条 申請者は、規則第10条第1項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金変更交付申請書（第3号様式）
- (2) 対象経費の見積書またはこれに代わるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業終了後速やかに次の各号に掲げる資料を市長に提出するものとする。

- (1) 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金実績報告書（第5号様式）
- (2) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (3) 公表内容を証明できる資料
- (4) 実施状況がわかる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第10条 市長は、前条に定める実績報告書等を受領し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、平成31年3月31日までとする。

（あて先）新潟市長

（申請者）

住所

氏名

印

電話番号

## 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付申請書

新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金の交付を受けたいので、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 補助事業名称 新潟市保存樹等の松くい虫防除事業
- 2 補助事業の内容 保存樹等を松くい虫から防除し保全する
- 3 補助事業の期間  
着手（予定）年月日 平成 年 月 日  
完了（予定）年月日 平成 年 月 日
- 4 補助対象樹木

							新潟市使用欄
区分	指定番号	防除方法	防除本数	補助対象経費（見積額）A	（参考）薬効期間	交付申請額 A×1/2 ただし1本あたり 5,000円が上限	
保存樹	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	1本	円	年	円	
保存樹林	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	本	円	年	※ 円	
	号	<input type="checkbox"/> 樹幹注入 <input type="checkbox"/> 散布 <input type="checkbox"/> 土壌灌注	本	円	年	※ 円	
合計			本	円		円	

※保存樹林の交付申請額は、指定番号1件につき100,000円が上限です。

第1号様式（第二面）（第6条関係）

5 添付書類

- (1) 対象経費の見積書またはこれに代わるものの写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

< 補助対象要件に関する確認事項 >（各項目の該当する□に✓印を記入してください。）

確 認 項 目	確 認 欄	
	はい □	いいえ □
申請する保存樹及び保存樹林は、当該年度にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。	はい □	いいえ □
申請者は暴力団員又は暴力団等と関係を有する者ではありません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	はい □	いいえ □
市税に未納はありません。また、市長が必要があると認めた場合は、別途必要な書類を提出します。	はい □	いいえ □
第5条第3項の規程により、保存樹等の松の松くい虫防除について、国、県、その他の団体からの補助金等を受ける場合は、対象経費からその補助金等の額を差し引いています。	はい □	いいえ □
要綱第8条の規定により、交付決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更交付申請書を提出します。	はい □	いいえ □
交付決定を受けた後に松くい虫防除事業に着手し、速やかに実績報告書を提出します。	はい □	いいえ □
要綱第11条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に関し既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。	はい □	いいえ □
市長が必要があると認めた場合は、その求めに応じ、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。	はい □	いいえ □

（注）確認欄の「いいえ」に✓がある場合、補助対象要件に該当しないため、交付決定ができません。

様

新潟市長

## 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった補助事業について、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

### 記

1 補助事業の名称 新潟市保存樹等の松くい虫防除事業

2 交付決定額（不交付の理由）

¥	拾	万	千	百	拾	円

### 交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 新潟市補助金等交付規則及び新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱を遵守すること。

※ 補助事業の実施状況により、補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。



第 号  
平成 年 月 日

様

新潟市長

### 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した保存樹等の松くい虫防除補助金については、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱第8条第3項の規定により次のとおり変更したので通知します。

#### 記

1 補助事業の名称 新潟市保存樹等の松くい虫防除事業

2 補助金の変更交付決定額

既交付決定額

¥	拾	万	千	百	拾	円

変更交付決定額

¥	拾	万	千	百	拾	円

#### 交付の条件

- 1 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 2 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が完了予定期日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 新潟市補助金等交付規則及び新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱を遵守すること。



（あて先）新潟市長

（申請者）

住所

氏名

印

電話番号

### 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった新潟市保存樹等の松くい虫防除事業が完了したので、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

#### 記

1 補助事業の名称 新潟市保存樹等の松くい虫防除事業

2 交付算定額

¥	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (2) 公表内容を証明できる資料
- (3) 実施状況がわかる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 補助金交付先（振込先）※報償金の振込口座と同一でお願いします。

フリガナ							
口座名義							
振込先金融機関	預金種別	口座番号					
銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所	普通預金 当座預金						

第 号  
平成 年 月 日

様

新潟市長

### 新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱第10条の規定により、下記の通り補助金の額を確定したので通知します。

#### 記

- 1 補助事業の名称 新潟市保存樹等の松くい虫防除事業
- 2 交付確定額

¥	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---